

旭川市管工事業協同組合 【子ども110番の車】 対応マニュアル

1. もし、子どもが助けを求めて来たら

- 1 子どもを車に乗せ、安全を確保して下さい。
不審者に追いかけているおそれがあるので、子どもを車に乗せ保護して下さい。
- 2 子どもを落ち着かせて下さい。
駆け込んできた子どもは、危険な場面に遭遇して興奮しています。
子どもに「もう大丈夫だよ！安心して！」などと優しい言葉をかけ落ち着かせて下さい。
- 3 子どもから話を聞いて、別紙報告書に記入して下さい。
いつ、どこで起こったことなの？
どんなことがあったの？
例・知らない人に声をかけられた。 後をつけられた。
・痴漢にあった。 交通事故にあった。
・ケガをしてないか。 他に連れ去られたりした子どもがいらないか。
- 4 110番及び119番へ通報（又は、交番・駐在所等に連絡）して下さい。
状況に応じて、保護者や学校へ連絡（又は、送り届ける）して下さい。
【子ども110の車】であることを告げ、現在地や氏名等を伝えて下さい。
子どもから聞いた内容を順序よく伝えて下さい。
子ども自身が話ができる場合は、直接答えさせて下さい。

2. 緊急事案に対処した後は

- 1 緊急事案対処後は、通常業務に復帰して下さい。
- 2 先月の事案発生事例及びその他の事項として、協力会社へ報告書を組合事務事務局よりFAX致しますので、確認の後、当月の報告として必要事項を記入し延滞なく事務事務局に返信下さい。
- 3 報告書は、組合事務局で管理し場合によっては、教育委員会指導室へ報告します。 [旭川市教育委員会指導室 Tel 25 - 7594]